

物品管理室からのお知らせ

物品管理室と契約した物品の支払事務は、物品管理室で行います。

また、令和3年4月1日より、紙での請求書提出を原則廃止していますので、請求書のご提出は不要です。

長崎県物品調達システムの納品代金請求書作成画面で請求書の内容を確認していただくことで、随時支出を行います。

請求課（納品場所に指定されている課）へ納品時に請求書を提出することがないようご協力をお願いします。

請求書の発行の有無等について、不明な場合は物品管理室までお問合せください。

物品管理室 連絡先 895-2881（担当）内海